

# 公益社団法人日本山岳協会 倫理規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は社団法人日本山岳協会（以下「本協会」という）の役員・職員、加盟団体に所属する者の倫理及び懲罰に関する事項を定めることにより、本協会の目的を達成するとともに、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (規程の適用範囲)

第 2 条 本規程は、本協会の役員・職員、加盟団体等に所属するすべての者に適用する。

## (懲罰)

第 3 条 本協会は、前条に掲げる者が、次の各号に該当する場合は、審査のうえ懲罰することが出来る。

- (1) 本協会の定款及び諸規定に違反した場合
- (2) 本協会の指示・命令に従わなかった場合
- (3) 本協会または加盟団体の名誉や信用を失墜する行為を行った場合
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (5) その他、前各号に準ずる不都合な行為により、本協会が必要と判断した場合

## (懲罰の種類)

第 4 条 前条による懲罰の種類は次の通りとする。

- (1) 訓告
- (2) 戒告
- (3) 職務停止（資格停止または取り消し）
- (4) 解任

2 前条各号に該当する時は、その後の状況に応じて懲罰の軽減をすることが出来る。

## (損害の賠償)

第 5 条 本協会は、第 3 条の規定により懲罰を受けた者に対し、その行為による損害を査定し、全額もしくはその一部を弁償させる場合がある。

## (倫理委員会の設置)

第 6 条 本協会に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の委員は、その必要に応じて本協会の会長が任命する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 倫理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。
- 5 倫理委員会は、本協会から報告を受けた事項に対して調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成し、理事会へ報告及び提案を行う。

## (倫理委員会の開催)

第 7 条 倫理委員会は、委員長が招集する。

- 2 倫理委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 倫理委員会は、聴聞のため必要に応じて、該当する個人及び加盟団体を招集することが出来る。

(機密の保持)

第 8 条 倫理委員会に置いて、機密事項としたものについては、出席した者は機密の保持に努めなければならない。

(懲罰の決定)

第 9 条 懲罰の決定は、本協会の理事会が行う。

- 2 本協会は、懲罰の決定をした場合には、加盟団体並びに該当する個人に直ちに懲罰の種類と審査内容を通知するとともに、原則として情報を公開する。
- 3 本協会は、加盟団体に対して、監督責任を問うことができる。

(異議の申し立て)

第 10 条 本協会による最終的な懲罰の決定にあつては、最終決定以前に懲罰者に対し異議申し立ての機会が与えられる。

(日本スポーツ仲裁機構)

第 11 条 本協会の最終的な懲罰の決定に対し、被懲罰者は、日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することが出来る。

(庶務)

第 12 条 倫理委員会の庶務は、本協会事務局において処理する。

(補足)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営その他必要な事項については、倫理委員会が随時、理事会の開催を要請し理事会に諮ることができる。

ただし、その内容に関して緊急を要するものについては、本協会会長の判断に委ねることができる。

(改廃)

第 14 条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、理事会の決議を経て行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成 24 年 5 月 19 日から施行する。